

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (8)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

### 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (8)

#### 第三章 国民の権利及び義務

「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明

憲法第21条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」は、表現の自由で、精神的自由権の一種です。

#### 自由権

- 精神的自由
- 経済的自由
- 身体的自由 ※

#### ※ 身体的自由権の内容

- 奴隷的拘束・苦役からの自由
- 適正手続の保障
- 刑事手続の保障（不当に逮捕されない権利など）

#### 第二十一条 【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 条文説明

表現の自由は、国から介入されることなく自由に何かを表現しても良いということです。何故、表現の自由が保障されているかといえば、民主主義を守るためだと言われています。国の政治について様々な意見が存在していて、それを主張することができなくなってしまうと、議論ができません。特に、政府に対して反対の立場から何かを主張するにあたって、政府がいちいち「ダメだ」と言ってこられたら、民主主義の前提が崩れることになります。そのために、表現の自由が認められているのです。

表現の自由は自分の思想を自由に外部へ発信することを保障した権利ですが、外部へ出すためには、情報入手がなければなりません。では、情報入手の権利は憲法で保障されているのかと言えば、「知る権利」として憲法の解釈で保障されていると言われています。

以上が基本です。そこで「集会・結社の自由」も表現の自由の一種です。同じ考えを持つ人が集まって政治団体を結成したり、テーマをもとに集会を開いたりする自由のことで、自由に物事を考えたり、それを表現したりすることを保障しています。「言論・出版の自由」も同様に保障されています。

**1) 表現の自由 (21条)** 表現の自由は、思想及び知識を方法のいかんを問わず外部に公表する自由のことで、写真、音楽、絵画、演劇などによる表現の自由のほか、報道の自由も含んでいます。憲法はこのような表現の自由を現代民主主義国家の最も重要な基本的人権の一つとして尊重しています。なぜなら、国民が自由に自分の意見を表明することにより、あらゆる事実や意見を知り、自らの意見を正しく形成することができるからです。したがって、憲法は、話したり・書いたりする能動的な自由とともに、知る自由、読む自由、聞く自由も保障しています。

**2) 検閲の禁止 (21条2項)** 検閲は、公権力(国、行政機関)が、印刷物などの出版・発表前に内容を審査し、必要であれば、出版・発表を禁止することです。検閲は、発表前に行われることで、裁判と異なり、手続きが保障されていないことから、恣意的行為が起りやすく、表現の自由に対する重大な侵害であると言わなければなりません。

「通信の秘密」に関しては、重大な犯罪捜査などにおいて一定の例外が認められ、通信傍受法などで規定されています。

PDF版

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.